

伊丹市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）による水道法施行令（昭和32年政令第336号）の一部改正に伴うほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和
7年伊丹市条例第 号）

伊丹市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する
基準を定める条例（平成24年伊丹市条例第37号）の一部を次の
ように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において
衛生工学若しくは水道工学に関する学科目」を「において土木工学
科又はこれに相当する課程」に、「2年以上水道」を「3年以上水
道，工業用水道，下水道，道路又は河川（以下この条において「水
道等」という。）」に改め、「者」の右に「（1年6月以上水道に
関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，
同条第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生
工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において機械
工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に，「3年
以上水道」を「4年以上水道等」に改め，「者」の右に「（2年以
上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」
を加え，同条第3号中「若しくは」を「又は」に改め，「高等専門
学校」の右に「（次号において「短期大学等」という。）」を，「
修了した後」の右に「。次号において同じ。」を加え，「水道」を
「水道等」に改め，「者」の右に「（2年6月以上水道に関する技
術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，同条第
6号を同条第8号とし，同条第5号中「水道」を「水道等」に改め，
「者」の右に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事
した経験を有する者に限る。）」を加え，同号を同条第7号とし，
同条第4号中「若しくは」を「又は」に改め，「中等教育学校」の
右に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え，「水道」
を「水道等」に改め，「者」の右に「（3年6月以上水道に関する
技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，同号
を同条第5号とし，同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号，第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した後），同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上，同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した者）については5年以上，同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め，「土木工学以外の」を削り，「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に，「同条第4号」を「同条第5号」に改め，同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

付 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。